

子どもの居場所づくり・学習応援事業について

1 事業背景

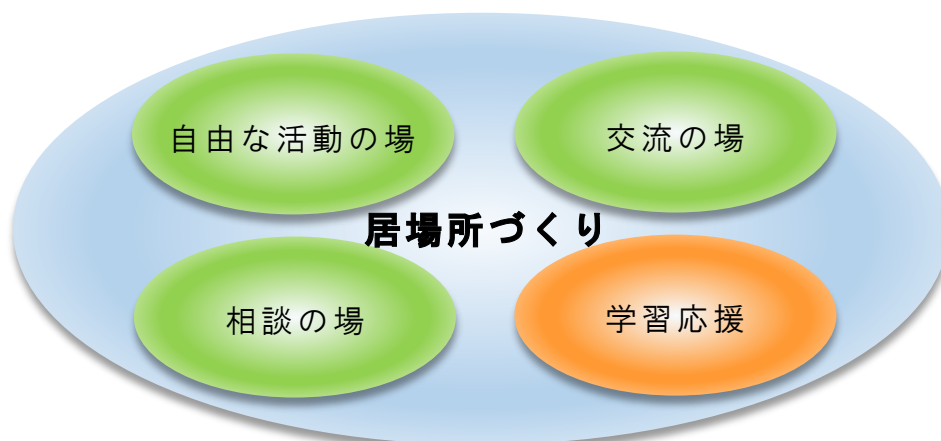
- 国においては、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に策定した。
- 県においても、平成 28 年 3 月に、本県の貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。
- 市では、次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、平成 28 年 3 月に「青森市子ども総合プラン」を策定し、その中で、新たに「子どもの貧困対策の推進」を掲げ、その取組の一つとして「子どもの居場所づくり・学習応援事業」を実施することとした。

2 事業概要

- 本事業は、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行うものである。

(1) 実施内容

- 居場所づくりとして、自由な活動の場、交流の場及び相談の場を提供するとともに、学習応援を実施する。



【自由な活動の場】

- ・ 対象生徒が、学習も含めて自由に活動できる場所を提供

【交流の場】

- ・ 対象生徒同士が心を開いて打ち解けあい、支援ボランティアとの交流などを通じて社会性を育む場所を提供

【相談の場】

- ・対象生徒が、学校内外における様々な悩みを支援ボランティアなどに相談できる場所を提供

【学習応援】

- ・学校の宿題や授業の復習を中心に取組みませ、対象生徒の個々の習熟度に
応じた丁寧な支援を実施
- ・高校等への進学を見据えた学習支援を実施
- ・必要に応じて、体験講座やワークショップ等を実施し、対象生徒が自らの
将来を考える機会を提供

(2) 支援対象

- 将来の可能性を広げるための第一歩である高校進学を見据え、青森市内
に在住する下記の中学生 40 名程度を対象生徒とする。
 - ・ひとり親家庭等
 - ・生活保護受給世帯
 - ・就学援助受給世帯

(3) 実施場所

- 対象生徒が、徒歩や公共交通機関等で安全かつ容易に利用できるよう、
中心市街地等、交通至便な場所で実施する。

(4) 実施日・実施時間

- 居場所の提供は、原則として、週 5 日とし、実施時間は、対象生徒の利
便性と安全面に配慮した上で 3 時間程度とする。
- 居場所を提供する週 5 日のうち、学習応援を 3 日以上、1 日あたり 2 時
間程度実施する。

(5) 参加費

- 無料。ただし、体験講座やワークショップ等については、一部自己負担
が発生する場合がある。

(6) 配置人員

- コーディネーター（1～2 名程度）
 - ・事業実施に係る責任者として、実施場所において、事業の企画・運営、
支援ボランティアの募集・選定・配置調整、及び対象生徒個々の状況
把握に基づく目標や支援方針の検討・設定等を行う。
- 支援ボランティア（数名）
 - ・コーディネーターが設定した対象生徒毎の目標や支援方針を踏まえ、
対象生徒の良き理解者として交流し、相談等に応じるとともに、学習
応援を行う。
 - ・対象生徒と年齢の近い大学生等を積極的に活用する。

3 実施手法等

- 本事業は、民間事業者への委託により実施する。
- 委託業者については、価格のみによる競争によらず、企画力、運営能力、実績等の観点から総合的に選定するため、当該業務に対する企画提案を広く募集し、プレゼンテーションをしていただいた上で、当該業務に最も適した契約候補者を選定する。

4 スケジュール

- 6月27日（月） …… 企画提案の応募要項等の公表
- 7月下旬 …… 提案内容のプレゼンテーション
…… 契約候補者の選定
- 8月上旬～下旬 …… 事業の詳細協議、委託契約締結
- 9月1日【予定】 …… 事業開始